

## 【お知らせ】農地法第3条許可申請について

農地法第3条の申請にあたり、申請書（1部）に記載していただく他に、下記の書類が必要となります。

### 【譲渡人・貸し人】

印鑑（認印可）	本人申請で自署の場合は省略可 ※申請人本人を確認出来る書類（運転免許証、健康保険証の写し等）をご持参下さい。
登記事項証明書 （全部事項証明書に限る） ・・・1筆につき1通	法務局 3ヶ月以内のもの ※使用貸借権の更新時には、同一物件かつ登記簿の内容に変更が無い場合に限り「登記事項証明書を添付しない理由書」添付でも可。
戸籍の附票 等 1通	登記事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合
資産証明書 ・・・ 1通	農業者年金受給、生前一括贈与の場合

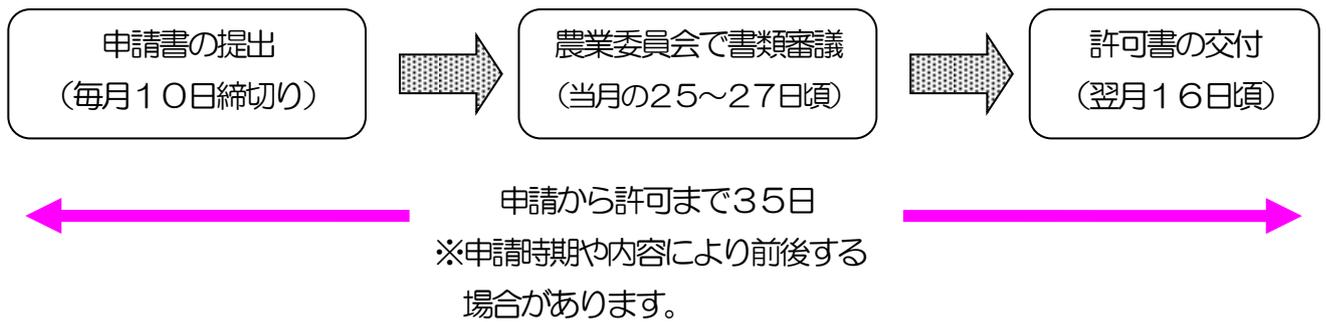
### 【譲受人・借り人】

印鑑（認印可）	本人申請で自署の場合は省略可 申請人本人を確認出来る書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参下さい。
住民票 ・・・ 1通	他市町村の方の場合。
耕作証明書 ・・・ 1通	他市町村の方の場合。住所地の農業委員会で交付を受けてください。

【譲受人又は借り人が法人等の場合】※上記のほか、下記のものが必要になります。

印鑑（法人社判）及び 印鑑証明書	
定款又は寄付行為等の写し	
総会、理事会等の議事録の抄本	申請地の取得等を決定した際のもの

## ＝ 申請から許可までの流れ ＝



## ＝ その他注意事項 ＝

- ◎ 申請期日 毎月10日（休日の場合はその翌日）まで申請を受け付けたものは、当月の農業委員会総会審議となります。
- ◎ 本人記載 申請書の記載は本人の自書に限ります。  
※本人が記載できない特別な事情がある場合は、ご相談ください。
- ◎ 委任状
  - ・代理申請及び申請書の記載事項を了解した旨が確認出来るもの。
  - ・代理人（行政書士、家族等）が申請する場合は、委任状と代理人及び委任者の本人確認ができるものを持参して下さい。※行政書士でない者が、官公署の窓口に提出する申請書等を、他者の依頼を受け、業として報酬を得て作成することは、法律違反になることがあります。
- ◎ 同意書 共有名義または末相続の農地を、代表者として賃貸する場合は、他の権利者（所有者、法定相続人等）全員から同意書を得る必要があります。同意書の押印は認印可ですが、本人確認書類と、相続関係が分かる資料を添付願います。
- ◎ 許可 定例総会後に受領していただきます（後日交付日をお知らせします）。
- ◎ 登記 所有権を移転する場合は、許可後速やかに登記をして下さい。贈与税の相続時精算課税制度を選択する場合、許可後に税務署で申告し選択して下さい。
- ◎ 贈与税 申請地が生前一括贈与を受けた特例農地の場合、許可後2ヶ月以内に税務署へ届出が必要です（猶予されている贈与税を納付する場合があります）。
- ◎ 農業者年金受給者 現在、農業者年金を受給している方、近々受給予定の方については別途相談願います。
- ◎ 賃貸借（使用貸借）契約書 農業者年金（経営移譲年金）を受給される方は、契約書の写しを提出してください。
- ◎ 抵当権等 抵当権等が設定されている農地を所有権移転する場合には、原則としてその権利を抹消してから申請してください。